

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱の主な改正内容

【改正の経緯】

複数のNPO団体から、申請手続きに係る負担が大きく申請しにくいとの声があったため、申請様式及び添付書類等の見直しをすることとした。また、継続事業や補助対象事業の区分など、不明確となっている箇所についても見直しを行い、改正することとした。

項目	改正内容	改正理由
(補助対象事業) 第3条第1項第1号	一般事業に係る補助対象事業について、エ及びオを削除	補助対象事業を明確にするため、3つの基本戦略のみを対象として、横断的な戦略である「地域資源を活かした産業振興」及び「環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり」を削除した。
(補助対象事業) 第3条第2項第1号ウ	「であると認められるもの」を追加	関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業について、審査会において判断することとしたため。
(補助事業者) 第4条第1項第5号	「構成員が継続的にを行っている活動を引き継いで設立された団体」を追加	継続的に活動を行っていた方が新しく立ち上げた団体を補助事業者として認めることとするため。
(補助金の交付の申請及び重要な変更) 第6条第1項	産業の振興を目的とする事業を実施する場合は、税外未収金債務に関する誓約書兼同意書を提出することを明記。	補助事業から「エ 地域資源を活かした産業振興」を削除したため。
(補助金の交付の申請及び重要な変更) 第6条第1項	交付申請について、別記第2号様式を追加	交付申請書を一般事業用とステップアップ事業用に分けたため。
(補助金の交付の申請及び重要な変更) 第6条 第1項	別記第4号様式による申立書を添付することを明記	県税の納税義務がない旨の申立書に係る様式を定めたため。
(補助の条件) 第7条 第1項 第4号	産業の振興を目的とする事業である場合は、税外未収金債務の滞納がないことを明記。	補助事業から「エ 地域資源を活かした産業振興」を削除したため。
(事業の審査) 第8条 第1項	ステップアップ事業に係る審査について明記	ステップアップ事業に係る審査方法等を定めたため。
別表第3	継続事業について、審査項目及び採択基準を追加	関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業について、審査会において判断することとしたため。
別表第4	ステップアップ事業に係る審査方法等を新設	ステップアップ事業に係る審査方法等を明確にするため。
第1号様式(交付申請書) 2 事業区分	事業区分を削除	一般事業とステップアップ事業の申請書を分けたため。
第1号様式(交付申請書) 5 添付書類	事業概要フロー、計画内容が分かるスケジュール表を削除	交付申請書内の項目(8事業計画スケジュール)に反映したため。
	(1)見積書等の根拠となる資料の提出について、委託料、工事請負費、備品購入費のみとした	申請者の負担軽減のため。
第1号様式(交付申請書) 9 事業実施計画	削除	記入する内容が前項目と重複する箇所が多く、申請者の負担となっているため。
第1号様式(交付申請書) 8 事業計画スケジュール	新設	事業工程及び全体的な事業計画スケジュールを明確にするため。
第2号様式(交付申請書) ステップアップ事業	新設	申請手続きを分かりやすくするため、一般事業とステップアップ事業の交付申請書を分けた。
第4号様式 (県税の納税義務がない旨の申立書)	新設	県税の納税義務がない旨の申立書に係る様式が無く、申立書の作成が申請者の負担となっていたため。
第5号様式(交付決定変更申請書)		交付申請書と書式等を統一するため。
第6号様式(実績報告書)		交付申請書と書式等を統一するため。
第10号様式(概算払申請書) 3 添付書類	削除	申請者の負担軽減のため。また、林業振興・環境部の他の補助金においても添付書類の規定がないため。
第10号様式(概算払申請書) 3 振込先	新設	振込先口座の確認に係る手続きを簡素化するため。